

視聴覚ライブラリー事業の廃止について

1 主旨

様々な映像媒体及び機器類の貸出しを行ってきた視聴覚ライブラリー事業は、教育センター機能の移転の際（令和3年12月）に規模を縮小した。※1

これまで16ミリ映画フィルム及び映写機等の視聴覚機器貸出事業を続けてきたが、近年はデジタル媒体や動画配信サービスの普及、より簡易な操作で視聴できる機器が一般化しており、貸出も減少している。

視聴覚ライブラリーで保有している映写機の一部機能の故障や16ミリフィルム自体の劣化、映写機の操作技術※2が必要なこと等により事業継続が難しい状況であることから、令和6年度をもって廃止する。

※1 縮小内容は、学校教材として古くなつたと判断された学校向けに保有していた16ミリフィルム1,406本、DVD279本、ビデオテープ2,428本を廃棄した。

なお、世田谷区ゆかり等の資料価値のあるものについては、教育委員会の文化財係や文化・芸術振興課へ引き継いでいる。

※2 世田谷区では16ミリ映写機操作講習会修了書の提示を求めているが、他の公立図書館は、16ミリフィルム貸出において提示を求めていることがある。

2 貸出実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
16ミリフィルム	10	0	5	0	9
視聴覚機器	43	12	4	3	2

※令和2年度は視聴覚機器として16ミリ映写機その他、当時保有していたビデオプロジェクター等も実績に含まれている。（内訳不明）

3 廃止後の対応

現在保有している16ミリフィルム及び視聴覚機器については区立施設へあつせんし、あつせんできなかった物については廃棄する。

16ミリフィルム保有数 673本

（内訳：アニメ307本、一般教養134本、劇映画105本、その他117本）

視聴覚機器保有数 映写機 8台、スクリーン7枚等

4 スケジュール（予定）

令和7年3月末 視聴覚ライブラリー事業廃止

令和7年4月～ 16ミリフィルム・視聴覚機器あつせん、廃棄

以上